

令和2年10月26日

各部（局）長、参事及び各課（館）長・主幹 宛

瑞穂町長 杉 浦 裕 之
(公印省略)

令和3年度予算編成方針について

1 はじめに

令和3年度の瑞穂町の歳入は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の落ち込みの影響により、町税等の一般財源が減少することは確実な状況です。また、引き続き普通交付税不交付団体となるものと想定されますので、極めて厳しい予算編成となることが見込まれます。

歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策、普通建設事業、公共施設改修等及び社会保障の必要経費を要することから、歳出超過になるものと予測しています。このような中、歳入経費を補うため、各種事業に関する国及び東京都の補助金の確保等、今後も継続して財源確保に努めるとともに、今まで以上に徹底した歳出削減を行わなくてはなりません。

その上で、国及び東京都の動向や住民ニーズ等の情報収集に努め、的確に対応していく必要があります。

以上のことから、超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現等を視野に入れ、今進めるべきことを見極めた施策を展開しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響を見据えた対応を念頭に、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本として、令和3年度の予算編成に当たることを指示します。

2 国の経済の動き

内閣府の月例経済報告（令和2年9月）では、日本の景気は「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる」とし、その先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済

の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

3 国・東京都の予算編成の動き

国は、例年と異なり、令和3年度の概算要求の具体的な方針として「来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界がある。このため、①要求額は基本的に対前年度同額とすること、②新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができること、③施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化すること。（令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨より抜粋）」としています。

令和3年度東京都予算は、「新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと」、「社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること」、「東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくこと」を3つの基本方針として定めています。

4 令和3年度瑞穂町予算に反映させるべき重点事項

- ① 新型コロナウイルス感染症流行下における住民生活への影響の緩和に最大限考慮して事業を構築すること。
- ② 前年度に引き続き、子育て環境(待機児0対策、特色ある公園整備の推進、ひとり親家庭への支援等)並びに地域特性を踏まえた上で、超少子高齢対策の町独自の制度・事業等を構築すること。
- ③ 図書館改修工事を確実に進めること。
- ④ 令和3年度に延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る各種事業を実施すること。
- ⑤ 超少子高齢社会を迎え、地域内孤立を防ぐための事業を構築すること。
- ⑥ 令和2年度に今後の公共交通の在り方について検討し決定した、コミュニティバスの実証実験運行を確実に進めること。

- ⑦ 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸実現について、これまで以上に住民及び他市と連携し、取り組みを強化すること。

5 令和3年度予算編成に向けた基本的視点

令和2年度中に策定される第5次瑞穂町長期総合計画に掲げる各種施策、及び第6次行政改革大綱実施細目に基づき、各部（局）、課（館）においては、次の点に留意して予算編成に取り組むよう指示します。

（1）歳入

- ① 町税の公平性を担保するため、課税客体を的確に捕捉し、徴収率水準を上げるよう努めること。
- ② 国及び都支出金について、補助率の見直し、制度の統合・廃止等動向を的確に捉えるとともに、他市町村との連携を図りながら関係機関に対し、要望活動を実施すること。また、国・都以外の補助等についても、広い視野を持ち財源確保に向けた努力を最大限行うこと。
- ③ 各種公共施設料金を含めた受益者負担の今後の在り方について、検討を継続すること。
- ④ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金を活用すること。

（2）歳出

- ① 現在実施している各種事業において、人的対応を基本とした上で、デジタル化することで効率化が図れるものを検討し、仕事の効率化に努めること。
- ② 新規事業及びレベルアップ事業は、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金の確保に努めること。
- ③ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、令和元年度の決算状況や令和2年度の執行状況等、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症対策に伴い中止となった事業等についても、安易に令和2年度当初予算額を計上するのではなく、今後の当該事業の必要性や実施内容を改めて見直し、事業の抜本的な見直しに取り組んだ上で予算計上すること。
- ④ 各種工事、委託、物品購入等について、厳格に積算すること。

- ⑤ 行政評価及び行政改革の視点から、事業の見直し、廃止及び縮小に取り組むこと。
- ⑥ 各種経費については、ゼロシーリングを基本とするが、**一部経常経費については、令和元年度決算額に基づく実績値の5%を削減した金額を枠として示すので、その枠内で計上すること。**

また、次に記載の事項は、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を厳格に踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、会計年度任用職員の配置及び任用期間については、その必要性を再度検証すること。

イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業は、その根拠、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性、内容及び効果に加え、現状、他課（館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充当可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

- ⑦ 各種委託料及び土地賃借料は、見直し等により、再度抑制に取り組むこと。
- ⑧ 各種補助金は、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。
- ⑨ 施設の維持・更新に係る修繕料については、単年度の必要修繕所要額を要求するのみではなく、後年度に必要となる更新事項を精査し、手法、コスト等の年次計画を示すこと。

(3) 令和3年度は、第5次瑞穂町長期総合計画の最初の年度となる。第4次長期総合計画の施策評価を踏まえ、新長期総合計画の基本計画で示す具体的な施策に基づく予算計上とすること。

(4) 地域経済の活性化及び住民が安心して生活できるまちづくりを推進し、より質の高い行政サービスの提供を心掛けるとともに、瑞穂町の持続的な発展を維持するため、各種施策の効果予測を立て、予算編成に取り組むこと。

以上が予算編成に向けた基本的視点ですが、その他詳細につきましては企画部長通知により知らせます。